

令和元年第2回喬木村議会定例会会議録 (第 3 号)

令和元年6月24日(月曜日)

午前9時00分 開議

1. 開 会

2. 日 程

第 1 会議成立宣言

第 2 会議録署名議員の指名 (4番 櫻井登議員 ・ 5番 後藤澄壽議員)

第 3 議案の追加

第 4 議案審議

議案第 21 号 喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 令和元年度喬木村一般会計補正予算(第1号)

議案第 23 号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第 24 号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第 25 号 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算(第1号)

議案第 26 号 令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第 27 号 令和元年度農山漁村地域整備交付金事業富田地区機能強化工事請負契約の締結について

第 5 請願

請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

第 6 発議

発議第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

第 7 議員派遣の件について

第 8 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について

第 9 仮議席の指定について

第 10 議長辞職の件について

- 第 11 議長選挙について
- 第 12 副議長辞職の件について
- 第 13 副議長の選挙について
- 第 14 議席の指定について
- 第 15 議会運営委員の指名について
- 第 16 常任委員の指名について
- 第 17 南信州広域連合議会議員の選挙について
- 第 18 下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙について
- 第 19 各種委員会の議会選出委員及び広報広聴特別委員について

3. 閉 会

応集議員 12 名

出席議員 12 名

(別表のとおり)

欠席議員 0 名

(別表のとおり)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第2回喬木村議会定例会を再開いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第2に進みます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、4番、櫻井登君、5番、後藤澄壽君を指名いたします。

次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請してあります。

=== 日程第3 議案の追加 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第3に進みます。

6月18日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

6月18日に行われました議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

お手元に配布してあります議事日程表にあります日程第4、議案審議について、議案第27号が上程されましたので追加いたします。

また、議会運営委員会より発議第1号が提出されましたので、日程第6、発議を迫

加し、審議することといたしました。

今議会は、申し合わせ任期2年満了となりますので、日程第8終了後、正副議長選挙及び委員会改選を行いますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり決しました。

=== 日程第4 議案審議 ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、議案審査に進みます。

◇ 議案第21号 喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第21号、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、議案第21号、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、6月17日に開催されました社会文教常任委員会におきましての審査結果をご報告いたします。

今議会に審査を付託された議案は、ただいま申しましたとおり、議案第21号、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議会初日に保健福祉課より説明がございましたが、再度説明を受けました。

これは、本年10月に予定されております消費税の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置の強化ということで行われます。

説明を受けた後に質疑を行いました。

質疑として、軽減額を最初に決めて軽減税率を算出するか、という質疑がございま

した。

これは、上位法の国から示された率が計算となるため、計算式となるため、軽減税率を決めて軽減額が決まるという説明がございました。

他の質疑はなく、質疑を終結し、討論を求めました。

討論はなく、採決の結果、議案第 21 号、喬木村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致にて、当委員会では、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 21 号について、社会文教常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 22 号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 22 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） おはようございます。

それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、ご報告をさせていただきます。

令和元年第2回喬木村議会定例会、予算決算常任委員会へ付託された議案は、令和元年度一般会計補正予算ほか4件の補正予算関連で、審査の結果、全議案、原案のとおり可決いたしました。

なお、委員会は、12日、水曜日、夜間開催、18日、火曜日、昼間の討論、採決を行いました。

それでは、各議案の付託審査の結果をご報告いたします。

議案第22号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第1号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

審査の過程におきまして議論された主な事項について、申し上げます。

企画財政課関係では、総務費の中で、阿島傘プロジェクトについての質疑があり、地域おこし協力隊との関係、今回の講座や将来に向けての質疑が出されました。

今年度については、年度途中の講座のため、全部を学ぶことは難しいが、まずは後継者の育成を目的に、県の元気づくり支援金を活用し、行うとの説明がありました。

また、住民窓口課関係では、マイナンバーについての質疑があり、7月にはキャンペーンを行い、普及に努めていくとの説明がありました。

教育委員会関係では、外国語教育推進事業の減額補正の理由について、3校の電気保安業務委託料についての質疑があり、減額理由は、予算時と勤務状況の決定による減額。電気保安業務委託料については、契約内容がそれぞれの学校により違うとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第22号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 23 号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 23 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 23 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 23 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 24 号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 24 号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 24 号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 24 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 25 号 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 25 号、令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 25 号、令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 1 号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

なお、審査の過程におきまして議論されました事項について、申し上げます。

予定貸借対照表、その他の企業債等、予算書の内容についての質疑があり、担当課

長・係長より、それぞれ説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 25 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 26 号 令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 26 号、令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 26 号、令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

審査の過程におきまして議論されました事項について、申し上げます。

富田の下水処理施設についての質疑があり、工事期間は 2 年を予定しているとの説明がありました。

そのほか消費税についての質疑があり、担当より、経理処理等についての説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可

決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 26 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 27 号 令和元年度農山漁村地域整備交付金事業富田地区機能強化工事請負契約の締結について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 27 号、令和元年度農山漁村地域整備交付金事業富田地区機能強化工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第 27 号の案件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 27 号について、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は、原案どおり可と決しました。

=== 日程第 5 請願 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 5、請願に進みます。

◇ 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
請願書

○議長（下岡幸文） 請願第 1 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） おはようございます。

請願第 1 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書につきまして、審査内容を報告いたします。

本件につきましては、飯田下伊那地区労働組合連合会より提出された請願で、政府に対し、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに 1000 円以上に引き上げる。全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減させるための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。雇用の創出と安定に資する施策を実施すること。を求めたものでござい

ます。

提出者であります飯田下伊那地区労働組合連合会の笹岡事務局長より、請願の趣旨の説明を受けました。

なお、以下報告します内容につきましては、一部につきまして、私個人的にも理解に苦しむ箇所もございますので、説明者の発言に近い言葉で報告をさせていただきます。

質疑としまして、村内の農業関係者も関係してくると思われるが、影響をどのように考えているか、という質疑に対しまして、労働者賃金の確保のために、農業団体と連携して農産物の価格が上がる、または保障する運動をしていくことが大切である。そうした動きをしないと、喬木村から人がいなくなると思う。そのことの方が問題だ、という回答がありました。

続きまして、安い農産物価格を上げるために、また中小企業についても、国に対して助成を要望していくということであるが、国の厳しい経済情勢の中で助成を求めていくということがいかなものかと考えるが、どう考えるか、という質問に対しまして、安倍政権が最低賃金 1,000 円の施策をするようにとっている、という回答がありました。

今回の趣旨である最低賃金 1,000 円以上を求める意見書は誰のために出すものか、という質問に対しましては、全労働者のためだ、という回答がありました。

今すぐに 1,000 円に上げることが、中小企業、零細企業、事業所などの事業がひっ迫している状況からすると、事業が成り立たなくなることが予想され、雇用打ち切りや事業縮小につながるのではないかとと思われるが、どのように考えるか、という質問に対し、1 人の人件費を 1,000 円以上に上げるように求めているが、一企業の人件費を上げるようにとは求めている。一企業の雇用人数と人件費総額を上げろとは一言も述べていない。中小企業が成り立つような施策をつくるよう国に求めていく。安倍首相もそういうことをいっていると理解をしている、という回答がありました。

続きまして、長野県の場合、821 円で 1,000 円に上げるとすると、179 円上がることになる。年間では月 25 日として 42 万 9,600 円の増額となる。それを雇い主が払っていいのかというところが問題で、個人事業者が 42 万 9,600 円の増額した人件費を払っていいのか。これは単に法律でどうのこうのという以前に、雇うことができなくなり、ひいては事業縮小または事業停止という判断をしなければならない。このことが社会全体に行われるとなれば、かえって経済が悪い方向へ進むのではないかと考え

る。今回の内容は、実に現実離れしているように感じるが、どうしても全国一律 1,000 円に上げなければならないのか、という質問に対し、提出した趣旨はそのとおりである、という回答がありました。

続きまして、喬木村の零細農家は、県の指標を参考にした金額を払って雇用しているが、今でさえ赤字経営となっている。また、農産物価格を上げる運動をするようにといていたが、現実には難しい。その辺も考慮しての賃上げ要求か、という質問に対し、賃金が 1,000 円になったときは、経営者は経営者なりに考えるはず、ポーッとしていないはずだ。何らかの手を打つはずだ。人事権もあるし、経営者が経営が成り立つようにするはずだ。こういう好循環が生まれると思っている。生まれなければ、事業縮小や雇用をしないということがあるかもしれないが、今まで賃金を払いすぎて倒産をしたという事例は聞いていない。賃金が増えれば、社員を減らして乗り切っていると思われる、という回答がありました。

この意見書を受け入れたときに、当村の状況からすると非常に不安を感じる。ある程度の助走期間があって目標にもっていくことが必要と考える。意見書の記書き 1 から 4 については理解はするが、早急な意見かと思うが、どう考えるか、という質問に対し、そうしたことが危惧されると思っているし、内容が今すぐという表現にはなっていないが、一足飛びにできることではないとは思っている。ただ、こういう声を上げなければ、社会は変わっていかない。政治は変わっていかないという思いで意見書を提出した、という回答がありました。

討論では、賛成討論として、最低賃金が上がれば所得が上がり、所得税が上がる。全国的に上がれば、基準財政需要の積算単価が上がる。これによって地方交付税が上がる。これは村にとってマイナスになることはない。農業者にとっては負担が重くなることは理解はしている。中小企業に負担にならないような施策をとっていくこととっている。農産物の価格保障は政府がやっていくべきこと。2010 年の雇用戦略対話では、2020 年に 1,000 円を目指すとっている。安倍首相もできるだけ早くやるべきだとしている。今回の意見書を取り上げないということは、不作為の詮議を受ける。採択しなかった責任を問われることになる、という賛成討論がありました。

続きまして、反対討論として、日本の経済伸長率は 3.1%、長野県の最低賃金 821 円に 3.1%を掛けると 25 円という単価が出てくる。将来的に 1,000 円にということは理解できるが、早急にということは、中小企業、農家のことを考えると、現状無理なことで反対をする。

反対討論として、書いてあることと言っていることが違う。意見書として審議するに及ばない。1,000 円に上がるということは年間 240 万円になる。現行の 821 円で計算すると 197 万円となる。差額が 42 万 9,600 円となる。この負担は莫大な金額となる。こうなれば現実には事業縮小しかないと考える。このことをどう考えるかと質問したところ、全くそのとおりだという回答を得た。このことは、中小企業、零細企業のことはどうでもよい、労働者側だけのことを考えればよい、ということととらえた。また、たとえこのことが現実となったとして、経営者側からすれば、事業縮小、雇用切りを考えなければならない。これが全国的になれば、果たして経済が成り立つのか疑問である。労働者側のごことは理解はできるが、雇用主側からすれば厳しい現実がある。この意見書は、非現実的としか思えない。

続きまして、反対討論として、喬木村の農家は零細農家が多い。零細農家のためにも賃金値上げに反対である。

全国的に見ても、まだ 700 円台のところもある。これを一律 1,000 円に上げるということは、あまりにも法外な要求である。現実に見合った値上げならばよいが、すぐに 1,000 円に上げるといふ意見書には反対である。

以上の討論を経まして、本請願の採決の結果は、賛成 1 票、反対 4 票となり、当委員会として、不採択となりましたので報告をさせていただきます。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

福澤議員。

○3 番（福澤眞理子） 議席番号 3 番、福澤眞理子です。

反対の立場で発言します。

最低賃金の改善は、労働者の切実な要求だと思います。今、非正規労働者が 4 割に達しているということで、労働者の 4 人に 1 人が年収 200 万円以下というワーキング・プアという状態に陥っているといわれています。

で、全労連が全国で行った最低賃金計算調査、25 歳、独身として計算したところ、全国どこでも、田舎だから安い、物価が安いとか、都会だから高いということはなく

て、月額、ふつうに人間らしく暮らせるその賃金は、月額で 22 万～25 万円が最低の生活を送るために必要だという、わかったという記事がありました。

で、今の賃金レベルでは、結婚したくてもできない、子どもも欲しいけど持てない、そういう状況ではないかと思います。

で、中小企業への支援がまともに行われていないことも重大です。安倍政権の賃上げ減税の適用を受けているのは、中小企業の 4%に過ぎないということです。賃上げと同時に、中小企業への支援策を拡充することも求める内容となっています。

国にやっぱり賃金を上げるということを、意見書を上げることが、村民の願いに応えることではないかと思います。

以上です。

○議長（下岡幸文） ただいま反対意見がございました。

続いて、賛成意見はございますでしょうか。

委員長報告に対する賛成意見ございますか。

中森議員。

○7 番（中森高茂） それでは、議席番号 7 番、中森高茂でございます。

委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

私は、この議案に反対の立場ということでございますが、賃金、意見書の中の 3 番を見ると、やはりこの部分について、中小企業への融資だとか、助成だとか、単価の改善につながる施策の充実といったものには、やはり内容には一部賛同はできますが、今、地域格差は、やっぱり賃金格差のみならず、物価格差、今、福澤議員は物価格差というのは少ないと言われましたが、実際に生活してみると、かなり物価格差もありますし、実際には地価の格差というものが非常に多くあると思うんです。

例えば一つの例を取ってみますと、同じサイズのアパートで考えていただきたいと思いますが、東京で 8 万円の家賃がかかるのに喬木村では 4 万円だとします。もし同じ収入、同じ家族構成だと仮定した場合、東京において、最低賃金、時給 9 5 0 円で働いている人たちが 1,000 円になり、喬木村で暮らしている飯田下伊那において働いて、時給 821 円で働いている方が 1,000 円になる場合の賃金の上昇というのは、与える影響について、私はこの状況に対して同意することはできないということです。

ワーキング・プアの方々の消費税の値上げに対する、消費税等ですね、値上げに対する助成とか補助対策というのは、決して最低賃金ということのアップだけでは、アップではなく、さまざまな税制面での優遇措置など行われている、現在も行われてお

りますが、それらの拡充を提案された方がよろしいのではないかなあというふうに考えるとところです。

非正規労働者の中には、扶養家族の範囲内で社会保険料の特例措置を受けるために、働く時間を減らしている方々も多くお見えになられます。そのような方々は、賃金の上昇に対して労働時間を減らすという、そういう行動に移るように思われますが、これは逆に、企業側にとっては、他の雇用を考えなければならないという、そういう状況を、そういうケースを考えざるを得ない状態に陥るのではないかなあというふうに考えております。基本的に賃金というのは、労働者と雇用者の間の契約でもあり、また需要と供給のバランスといった中で決まることではあります。今までの例をとって経営者の中には、自分の所得のみ優先するという方々もいらっしゃると思います。そのような中でやはり労働者の生活維持等のために、最低賃金が定められている要因の一つでもあるのかなあというふうに推測するところでございます。

この請願に書かれている問題解決のアプローチのためには、私たち議員がしっかりと政治、施策等、また経済政策等、多くの方々に受け入れられる施策をとることによって取り組んでいくべきであり、このような文章内容で、また現在、国が取り組んでいるという状況を鑑み、早急に行うということではなく、やはり時間をかけてほかとの整合性を見る中で、この施策、これは提言していくべきことだというふうに考えます。

このような考えで、私は、これの総務産業建設委員会に賛同するという立場で討論させていただきました。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） ただいま賛成意見、反対意見の両方ございました。

そのほかございませんか。ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） それでは、討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立によって行います。

請願第1号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立者・8名）

○議長（下岡幸文） 着席ください。

それでは、不採択に反対の方はご起立願います。

(起立者・3名)

○議長（下岡幸文） 着席ください。

賛成8名、反対3名。賛成多数です。

よって、請願第1号につきましては、総務産業建設常任委員長報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

=== 日程第6 発議 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第6、発議に進みます。

◇ 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（下岡幸文） 発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） 発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、説明申し上げます。

提出者及び賛同者は、ごらんとおり、後藤章人、下平貢、中森高茂でございます。

喬木村は過疎地ではないのですがけれども、同様の持つ課題というものは、これから先、中山間地域のそんな中にある小規模町村においては、重要な課題になってくるものと思われまます。

趣旨に賛同し、提出したいと思ひます。

では、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をし

ている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月24日、喬木村議会。

安倍総理大臣以下4名の大臣宛に提出をいたします。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第1号について、地方自治法第99条に基づく意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

=== 日程第7 議員派遣の件について ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第7、議員派遣の件についてに進みます。

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

=== 日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第8に進みます。

委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営・総務産業建設・社会文教・予算決算の各委員長より、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がございました。

ここでお諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査することに決定をいたしました。

ここで、改選準備のため、暫時休憩といたします。

再開を9時55分といたします。

休 憩 午前9時45分

再 開 午前9時55分

○副議長（小池 豊） 休息を閉じて、会議を再開いたします。

議長から申し合わせに従って議長の職の辞職願が出されており、議長が欠けており

ますので、地方自治法第 106 条の定めるところにより、議長の職務を行います。

辞職願の採決にあたり、利害関係者であります下岡議員につきましては、地方自治法第 117 条除斥の対象となることから、別室で待機をいただいております。

よって、ただいまの出席議員は、現在 11 名であります。

定足数に達しておりますので、会議が成立していることを宣言します。

=== 日程第 9 仮議席の指定について ===

○副議長（小池 豊） 日程第 9、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまの着席の議席をもって仮議席と指定いたします。

=== 日程第 10 議長辞職の件について ===

○副議長（小池 豊） 日程第 10、議長辞職の件についてを議題といたします。

下岡幸文議員より、申し合わせによる議長の職の辞職願が提出されております。

事務局に辞職願を朗読させます。

鞍馬議会事務局長。

○議会事務局長（鞍馬 淳） （朗読）

○副議長（小池 豊） 下岡幸文議員より議長の職の辞職願が提出されました。

これより採決を行います。

下岡幸文議員の議長の職の辞任に賛成の方、起立を求めます。

（起立者多数）

○副議長（小池 豊） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、下岡幸文議員の議長の職の辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

直ちに議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

日程第 11 として、議長選挙を行うことに決定しました。

下岡幸文議員の入場を許します。

（下岡幸文議員 入場）

○副議長（小池 豊） ただいま下岡幸文議員から提出された議長職の辞職の願いに対しまして、許可されましたので報告いたします。

=== 日程第 11 議長選挙について ===

○副議長（小池 豊） 日程第 11、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、選挙は投票により行います。

議会基本条例第 7 条の規定に基づき、議会の透明性を確保し、村民に開かれた議会を目指すことを目的に、投票前に所信表明を行うこととしています。

喬木村議会正副議長立候補所信表明演説会実施要綱に基づき、立候補者は所信表明を行うこととしております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（小池 豊） 異議なしと認めます。

よって、投票による議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、立候補制とし、立候補者は立候補にあたっての所信表明を行うことと決定しました。

ここで、本会議をいったん休息し、全員協議会に切り替えたいと思います。

休 憩 午前 10 時 00 分

再 開 午前 10 時 38 分

○副議長（小池 豊） それでは、全員協議会、休息を閉じて、会議を再開します。

直ちに投票による選挙を開始します。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（小池 豊） ただいまの出席議員は 12 名です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人を選任します。

立会人は、立候補者を除いた佐藤文彦議員、下平貢議員を指名します。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(小池 豊) 異議なしと認めます。

よって、佐藤文彦議員、下平貢議員を指名します。

この選挙における投票は、単記無記名で行います。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○副議長(小池 豊) 投票用紙はそれぞれよろしいですか。配布漏れはありませんか。

(発言者なし)

○副議長(小池 豊) 投票用紙の配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

立会人の方は点検をお願いします。

(投票箱の点検)

○副議長(小池 豊) 異常なしと認めます。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、議席順に投票をお願いします。

それでは、事務局が点呼しますので、順次投票をしてください。

(議会事務局長 点呼)

(投票)

○副議長(小池 豊) 投票漏れはありませんか。

(発言者なし)

○副議長(小池 豊) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の方、立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長(小池 豊) これより選挙の結果を事務局より報告いたします。

○議会事務局長(鞍馬 淳) それでは、議長選挙の開票結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票数 12 票、無効投票数 0 でございます。

有効投票数のうち、後藤澄壽議員、3 票、下岡幸文議員、9 票、合計 12 票でございます。

なお、この選挙の法定得票数は、有効投票数の 4 分の 1 の 3 票でございますので、

ご報告いたします。

以上でございます。

○副議長（小池 豊） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1の3票です。

よって、下岡幸文議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○副議長（小池 豊） ただいま議長に当選されました下岡幸文議員に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは、当選された下岡幸文議員に議長席にお着きいただき、ごあいさつをお願いいたします。

以上で副議長の職務は終了いたしました。

どうもご協力ありがとうございました。

（副議長 離席）

（議長 着席）

○議長（下岡幸文） それでは、議長の席に着きましたので、ごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

先ほどは議長に選任いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほども申しましたとおり、やはり喬木村はこれから大きな変動の時代を迎えると、高速交通網があと8年後にできます。それから、人口減少も思った以上に進んでおります。その中で、いろんな大きな課題がある中でありますけれども、当然、村とも論議し、議員の中でも論議し、それから、それぞれの各地域でのいろんな意見交換を通じまして、これからの喬木村をよくしていくという目的は変わりませんので、そんな形で努力をしてみたいと思いますので、ご協力の方、よろしくお願い申し上げます。

ここで、地方自治法第117条の除斥規定により、利害関係者である小池豊議員の退場を命じます。

（小池豊議員 退場）

=== 日程第12 副議長辞職の件について ===

○議長（下岡幸文） それでは、日程第12、副議長辞職の件についてを議題といたします。

申し合わせにより小池豊議員より、議長選挙終了後、副議長の職の辞職願が提出さ

れております。

事務局に辞職願を朗読させます。

鞍馬議会事務局長。

○議会事務局長（鞍馬 淳）（朗読）

○議長（下岡幸文） 小池豊議員より副議長の職の辞職願が提出されました。

これより採決を行います。

小池豊議員の副議長の職の辞任に、賛成の方の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（下岡幸文） ありがとうございます。着席ください。

起立多数であります。

よって、小池豊議員の副議長の職の辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） ご異議なしと認めます。

日程第 12 として、副議長選挙を行うことに決定いたしました。

ここで小池豊議員の入場を許可します。

（小池豊議員 入場）

○議長（下岡幸文） ただいま小池豊議員から提出された副議長職の辞職の願いに対しまして、許可されましたのでご報告申し上げます。

=== 日程第 13 副議長の選挙について ===

○議長（下岡幸文） 日程第 13、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、選挙は投票により行います。

議会基本条例第 7 条の規定に基づき、議会の透明性を確保し、村民に開かれた議会を目指すことを目的に、投票前に所信表明を行うこととしています。

喬木村議会正副議長立候補所信表明演説会実施要綱に基づき、立候補者は所信表明を行うこととしております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、投票による副議長選挙を行います。

選挙の方法につきましては、立候補制とし、立候補者は立候補にあたっての所信表明を行うことに決定をいたしました。

ここで、本会議をいったん休息し、全員協議会に切り替えたいと思います。

休 憩 午前 10 時 53 分

再 開 午前 11 時 01 分

○議長(下岡幸文) それでは、全員協議会、休息を閉じて、会議を再開いたします。

直ちに投票による選挙を開始します。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(下岡幸文) 副議長選挙に立候補することの表明がありましたのは、木下温司議員、1名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ただいま立候補者は 1 名でございましたので、木下温司議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました木下温司議員を当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました木下温司議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました木下温司議員に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行います。

それでは、当選されました木下温司議員よりごあいさつをお願いいたします。

ごあいさつはこちらの報告席の方でお願いいたします。

○新副議長(木下温司) ただいまは選任をいただきまして、大変ありがとうございました。

これからの2年間、議長を支えながら、喬木村の議会改革を含め、議会の運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

実は、私がこの議員になったきっかけといいますのも、ちょっとお話をさせていただきますと、長い間、40年近くマスコミの世界といいますか、広告の業界におり、放送業界とかそういったところを経験をしましてまいりました。その後、昨日、ある参議院議員の決起大会が行われたんですが、実は15年前、同じように私も地元秘書という形で1年間、参議院議員の地元秘書を務めさせていただいたんですが、そのときはまだ現役の議員でございましたので、地元秘書ということで、ああいったひな壇に行きまして、ある程度あいさつ等もしていた経験がございます。

で、その後、縁がございまして、オフトークたかぎ、あるいはくりんネットたかぎという形で6年間、村の方にお世話になった関係で、特にいろいろと村内を取材して歩く中で、いろんな課題を聞くことができました。そうした中でちょっと年はもう60半ばでございましたので、遅いなどは思いましたけれども、何とかそういった声を行政に反映できるようなためには、議員になってというような思いで立候補させていただいた経緯がございます。

その間、4年間にわたる予算決算常任委員長という形で予算審議、決算審議をさせていただきました。最初は若干慣れない部分もありましたけれども、この2年間におきましては、滞りなくその審議を終えることができたのではないかなあというふうに思っております。

そんなことがありまして、先ほどの話に戻りますけれども、地域とのパイプということになりますと、県会、国会という形になりますが、人脈的にも国会の皆さん方と

親しく交流する機会もございまして、今でも事務所に行けば、「寄ってお茶を飲んでいきなよ」というような形で気楽に寄っているというようなこととございます。

それと、企画会社にいたということでございまして、何回か、喬木のこれからというようなシンポジウムを2回ほど開催させていただきましたし、また、今議会の始まる無投票に際しましても、一応議員に聞くという形でのシンポジウム等を開催すると、そういった企画的な部分が、私のずっとやってきた仕事でございましたので、そういったことを議会の中で生かしながら、今後ともいろんな場面、場面で、広聴委員会、広報委員会を通じまして、村民の皆さんにわかりやすい議会、そして、議会の内容を伝えていけたらと思いますので、それこそ議員一人一人のお力がないと、我々一人だけでやるわけではございませんので、この12名が一丸となって喬木村の発展に寄与できますよう、そのご協力をお願いしたいというふうに思います。

そんな形であいさつに代えさせていただきたいと思います。

○議長（下岡幸文） 以上で、副議長の選挙は終了いたしました。

=== 日程第14 議席の指定について ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第14に進みます。

議席の指定を行います。

会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることとなっています。

当選回数、年齢順とし、11番を副議長、12番を議長席とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

議席は、当選回数、年齢順とし、11番を副議長、12番を議長席と決定いたしました。

それでは、事務局より、議席の順を発表いたします。

○議会事務局長（鞍馬 淳） それでは、報告いたします。

1番、佐藤文彦議員、2番、下平貢議員、3番、福澤真理子議員、4番、櫻井登議員、5番、後藤澄壽議員、6番、東原靖雄議員、7番、中森高茂議員、8番、後藤章人議員、9番、小池豊議員、10番、昼神二三男議員、11番、木下温司議員、12番、下岡幸文議員。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） ただいま発表のありました議席に移動をお願いいたします。

なお、名札につきましては、早急に移動を行いますので、ご了承願います。

それでは、移動をお願いいたします。

(移動)

=== 日程第 15 議会運営委員の指名について ===

○議長（下岡幸文） それでは、日程第 15 に進みます。

議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員は、喬木村議会委員会条例第 4 条の 2 の規定によりまして、委員定数は 5 名となっています。

申し合わせにより、副議長、各常任委員長ほか 1 名をもって構成し、議長が指名することとなっています。

お諮りいたします。

慣例によりまして、ほか 1 名を、議長が副議長と協議し、委員長として指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 10 分

再 開 午前 11 時 11 分

○議長（下岡幸文） 再開いたします。

それでは、議会運営委員長 1 名を指名いたします。

後藤章人議員を指名いたします。

お諮りいたします。

後藤章人議員を議会運営委員長に決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員長につきましては、後藤章人議員に決定いたしました。

=== 日程第 16 常任委員の指名について ===

○議長（下岡幸文） 日程第 16 に進みます。

常任委員の指名についてを議題といたします。

この選任につきましては、委員会条例第 7 条 2 項の規定により、委員の選任は、議長が会議に諮って指名することとなっております。

慣例によりまして、議長が副議長と協議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 12 分

再 開 午前 11 時 19 分

○議長（下岡幸文） それでは、休息を閉じて、会議を再開いたします。

常任委員会の委員の指名については、協議した結果を事務局より発表いたします。

鞍馬事務局長。

○議会事務局長（鞍馬 淳） それでは、発表いたします。

はじめに、総務産業建設常任委員会から発表いたします。

佐藤文彦議員、下平貢議員、櫻井登議員、後藤章人議員、昼神二三男議員、木下温司議員。

以上です。

続いて、社会文教常任委員を発表いたします。

福澤眞理子議員、後藤澄壽議員、東原靖雄議員、中森高茂議員、小池豊議員、下岡幸文議員。

以上になります。

○議長（下岡幸文） 以上、事務局長から発表いたしました。ご異議のない限り、発表どおりに議長の指名としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

常任委員会の委員は、事務局長発表のとおりと決定いたしました。

それでは、喬木村委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算決算常任委員長、副委員長については、申し合わせにより、議会運営委員長、各常任委員会の委員長、議会選出監査委員を除く議員の中から互選することとなっております。

ここでお諮りいたします。

予算決算常任委員長、副委員長については、申し合わせのとおり、議会運営委員長、常任委員会の委員長、議会選出監査委員を除く議員の中から互選することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長、副委員長については、申し合わせのとおり、議会運営委員長、常任委員会の委員長、議会選出監査委員を除く議員の中から互選することに決定いたしました。

それでは、総務産業建設委員会、社会文教常任委員会、予算決算常任委員会の会場を事務局から指定いたします。

○議会事務局長(鞍馬 淳) それでは、会議室を指定いたします。

総務産業建設常任委員会につきましては、会議室1、社会文教常任委員会につきましては、会議室2でお願いをいたします。

総務産業建設常任委員会及び社会文教常任委員会の選出の後、委員会室にて予算決算常任委員会の正副委員長の選任をお願いいたします。

○議長(下岡幸文) 常任委員会の書記として、所管の担当課長の同席をお願いいたします。

なお、互選に関する議事進行につきましては、それぞれの委員会の年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 22 分

再 開 午後 1 時 05 分

○議長(下岡幸文) それでは、休息を閉じて、会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長の選任結果の発表を、各常任委員会の委員長より順次報

告をお願いいたします。

はじめに、総務建設常任委員長、お願いいたします。

下平議員。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） 総務産建常任委員会の正副の発表をさせていただきます。

6名の中から、総務産業建設常任委員長に私、下平がなりました。

副委員長に、佐藤議員がなりますので、選出されましたので、報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 次に、社会文教常任委員長、お願いいたします。

中森議員。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、先ほど行われました社会文教常任委員会委員の選出の件でございますが、委員長に、引き続き私、中森高茂が、副委員長に福澤眞理子議員と決まりましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 次に、予算決算常任委員長をお願いいたします。

佐藤議員。

○予算決算常任委員長（佐藤文彦） 予算決算常任委員会の委員長を、私、佐藤が務めさせていただきます。

また、副委員長には櫻井登議員が選出されました。

ご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 各常任委員会の正副委員長が互選されました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開催し、議会運営委員会の副委員長の選任を議員執務室で行います。

それまで暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1 時 07 分

再 開 午後 1 時 08 分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議会運営委員会の副委員長の選考結果につきまして、議会運営委員長より報告をお

願います。

後藤議員。

○議会運営委員長（後藤章人） それでは、ご報告申し上げます。

議会運営委員会の副委員長には下平貢議員が選出されましたので、ご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 議会運営委員会の副委員長が互選されました。

今後、委員会運営に格別のご尽力をお願いいたします。

=== 日程第 17 南信州広域連合議会議員の選挙について ===

○議長（下岡幸文） それでは、日程第 17 に進みます。

南信州広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

南信州広域連合規約第 8 条の規定により、2 名の議員を選挙により選任いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することを決定いたしました。

慣例により、正副議長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました正副議長を当選人に定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました正副議長が当選されました。

喬木村会議規則 32 条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

=== 日程第 18 下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙について ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 18 に進みます。

下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

下伊那北部総合事務組合同規約第 5 条の規定により、2 名の組合議員を選挙により選任いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

慣例によりまして、正副議長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました正副議長を当選人に定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました正副議長が当選されました。

喬木村会議規則 32 条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

=== 日程第 19 各種委員会の議会選出委員及び広報広聴特別委員について ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 19 に進みます。

各種委員会の議会選出委員及び広報広聴特別委員についてを議題といたします。

各種委員会の組織に必要な議会選出委員及び広報広聴特別委員について、お諮りいたします。

議会選出の委員につきましては、当て職となっておりますので、お任せいただくこ

とで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 広報広聴委員会についても、広報広聴特別委員会は、設置要綱に従い、委員長を副議長とし、その他についてはお任せいただくことに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 続いて、国民健康保険運営協議会の議長推薦1名について、社会文教常任委員会において互選をしていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

委員の発表につきましては、私の方から報告をさせていただきます。

先ほど開催されました社会文教常任委員会で審議いたしまして、国民健康保険運営協議会の委員に、東原靖雄議員を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) それでは、国民健康保険運営協議会の委員に、東原靖雄議員を推薦することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された事件はすべてを終了いたしました。

◇ 村長あいさつ ◇

○議長(下岡幸文) ここで、理事者よりあいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長(市瀬直史) 6月6日に開会をいたしました令和元年第2回喬木村議会定例会、本日をもって閉会となります。この間、村から提案をさせていただきました報告案件並びに議案、すべてご承認またはご可決いただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

この会期が終わるについて、2年間の中間年を過ぎたということになります。それぞれ公約を掲げて当選をされてから早2年が経ったということになります。

この2年間を振り返ってみますと、議会改革の歩みがとても早く、先日の新聞の報道でも、早稲田大学のマニフェスト研究会の情報公開部門で、村の部で一番優れているという評価をいただいたということで、私ども村民としましても、大変誇らしく思っております。

私どもは行政を預かる身でありますので、しっかりと施策を提案をさせていただいて、ご審議をいただく準備をするということになります。議会の皆様に負けぬよう、しっかりと提案できるようにということで、今日も朝礼で職員に対して訓示をさせていただいたところでございます。

これから歩みはどんどん早くなつてまいりますけれども、ガイドウェイの仕事の方も、見ていただくと、毎日毎日工事が進捗している状況もわかりますし、三遠南信自動車道につきましても、大変大きなお金がこれから喬木村に投下されてくるであろうというふうに思っています。

こんな中で8年後を見据えて、持続可能なむらづくりとはどんなものなのか、というのを、議会と共に真剣になって考えていかなければ間に合わないということになりますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

また、次回より新たな委員会構成、正副議長さんの下で喬木村議会が運営されるということになりましたが、引き続き村に対しまして、格別の高配を賜りますようお願い申し上げます。6月定例会閉会の御礼のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

3. 閉会

○議長（下岡幸文） 以上をもちまして、令和元年第2回定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（鞍馬 淳） それでは、場内の皆様、ご起立ください。

「礼」

ご着席ください。

閉 会 午後1時16分